

# 1. 動物愛護推進員・協議会の設置状況

平成22年4月1日現在

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
北海道	設置済 (H16.2.6)	北海道動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発</li> <li>・道及び市町村が開催する動物愛護週間関係行事への協力</li> <li>・道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力</li> <li>・支庁が開催する会議、研修会への出席と活動報告</li> </ul>	公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道内(札幌市、旭川市及び函館市を除く)に居住し、18歳以上であること</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること</li> <li>・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことがないこと</li> </ul>	75名 (10名)
岩手県	設置済 (H17.3.3)	岩手県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・犬、ねこ等の不妊去勢等に関する助言</li> <li>・犬、ねこ等の譲渡のあっせんその他必要な支援</li> <li>・県、市町村が行う施策への協力</li> </ul>	協議会構成団体からの推薦	岩手県内に在住する20歳以上の者であって、動物の適正飼養と愛護の推進に熱意と見識を有すること	51名 (29名)
宮城県	なし		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における犬やねこ等の動物の飼い方やマナーについての助言、相談</li> <li>・犬やねこの不妊・去勢措置についての助言、相談</li> <li>・動物の終生飼養や譲渡に関する助言、相談</li> <li>・国又は県が行う動物愛護関連行事・事業に対する協力、援助</li> </ul>	推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県内に住所を有する者で、保健所長等の推薦により地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者のうち、次のいずれかに該当するもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物の愛護と適正飼養に関して地域において模範となる者</li> <li>2 地域の実情に精通し、動物愛護精神や、動物の適正な飼養に関する普及啓発等の活動ができる者</li> <li>3 獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する資格を有する者</li> </ol> </li> </ul>	22名 (17名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
秋田県	設置済 (H19.7.4)	秋田県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬・ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について県民の理解を含めること</li> <li>・県民に対し、その求めに応じて、犬・ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するため生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>・犬・ねこ等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために、譲渡のあっせんその他必要な支援をすること</li> <li>・犬・ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、秋田県等が行う施策に必要な協力をする</li> </ul>	協議会及び動物管理センターからの推薦、公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に住所を有し、地域における犬・ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と見識のある者</li> <li>・動物を適正に飼養し、地域での模範となる者</li> <li>・地域の事情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者</li> <li>・獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を終了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を扱っている者</li> </ul>	40名 (1名)
茨城県	設置済 (H16.3.15)	茨城県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養に関する知識の普及</li> <li>・小学校長から依頼のあった場合、学校飼育動物のボランティアとして協力する</li> <li>・引取動物等の譲渡推進(動物の譲渡に関する相談)</li> <li>・繁殖制限に関する知識の普及</li> <li>・動物指導センター長が依頼する事項</li> </ul>	一般公募 協議会構成団体からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上</li> <li>・県内在住のもの</li> <li>・県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者</li> </ul>	77名 (2名)
栃木県	設置済 (H15.1.21)	栃木県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・引取動物等の譲渡推進</li> <li>・犬猫の不好去勢推進</li> <li>・動物の愛護と適正な飼養の推進のために国、県、市町村等が行う施策に必要な協力をする。</li> </ul>	協議会構成団体からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として20歳以上70歳未満</li> <li>・県内在住</li> <li>・犬、ねこ等動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者で、知事が適当と認める者</li> </ul>	15名 (5名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
群馬県	設置済 (H20.10.28)	群馬県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護及び適正の重要性について県民の理解を深めること</li> <li>・県民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること</li> <li>・犬、ねこ等の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の重要な支援をすること</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県等が行う施策に必要な協力をする</li> </ul>	動物愛護推進協議会からの推薦及び公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県内に居住し、満20歳以上の者</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲がある者</li> <li>・動物の愛護及び管理に関する法律等に反する行為等により、県から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者</li> </ul>	46名 (11名)
埼玉県	設置済 (H13.2.1)	彩の国動物愛護推進員活動支援協議会	委嘱済	動物の適正飼養の普及啓発・引き取り動物等の譲渡推進・犬ねこの不妊去勢推進・動物の愛護と適正な飼養の推進のために国、県、市町村等が行う施策に必要な協力を行う。	協議会・保健所・動物指導センターからの推薦、公募	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 動物を適正に飼養し、地域での模範となる者</li> <li>2 地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者</li> <li>3 獣医師、愛玩動物飼養管理士その他動物に関する民間の講座等を修了した者又は動物取扱業者等であり、現に飼育動物を扱っている者</li> </ol>	80名 (4名)
千葉県	設置済 (H20.7.1)	千葉県動物愛護管理推進協議会	委嘱済 (H21.7.15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発</li> <li>・不妊去勢手術等についての助言</li> <li>・譲渡先のあっせん等の支援</li> <li>・都道府県等が実施する動物とのふれあい事業への協力</li> <li>・適正飼養普及事業や引き取り動物等の譲渡事業等への参加協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会及び市町村等からの推薦</li> <li>・公募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県内に居住し、20歳以上の者</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者</li> <li>・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令等を受けたことのない者</li> <li>・推進員を解任されたことのない者</li> <li>・県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者</li> </ul>	48名 (9名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
東京都	設置済 (H14.7.15)	東京都動物愛護推進協議会	委嘱済	動物の適正飼養の普及啓発、飼い主のいない猫の管理・不妊去勢手術、譲渡あっせん、CAPP活動、環境美化、行政への協力	協議会構成団体と区市町村からの推薦、公募	・都内在住、20歳以上 ・ボランティア活動として動物愛護や適正飼養の推進に熱意と見識がある者 ・行政が行う動物愛護事業に協力できる者	287名 (52名)
神奈川県	設置済 (H19.6.1)	神奈川県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・県や市町村の実施する動物愛護行事への協力 ・しつけ方教室・ふれあい教室等への協力 ・動物ふれあい事業への協力 ・動物の適正飼養の相談	推薦、公募	・平成22年4月1日現在満20歳以上の方 ・横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市をのぞく神奈川県内に居住している方 ・動物愛護及び適正な飼養について熱意と識見を有するとともに、居住している地域において動物愛護に関する活動実績がある方 ・居住している地域における動物愛護及び適正な飼養の推進について、国又は地方公共団体が行う事業に協力できる方	28名 (7名)
新潟県	未設置		委嘱済	・動物の適正飼養の普及啓発 ・引取動物等の譲渡推進 ・犬ねこの不妊去勢推進 ・動物愛護と適正飼養の推進のために国、県、市町村等が行う施策に必要な協力をする	公募	・県内在住(新潟市を除く) ・満二十歳以上 ・犬ねこ等の動物の愛護と推進に熱意と識見を有する者で、知事が適当と認める者	55名
富山県	設置済 (H15.2.18)	富山県動物愛護協議会	委嘱済	動物愛護と適正飼養についての普及啓発、犬ねこ等の不妊去勢手術等に関する助言、犬ねこ等の譲渡のあっせん、県が実施する動物愛護事業への協力	協議会構成団体からの推薦、一般公募	県内に居住する者、地域における犬・ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者	50名 (9名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
石川県	未設置		委嘱済	<p>(1) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼育の重要性について県民の理解を深めること。</p> <p>(2) 県民に対して、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための不妊・去勢手術等に関する必要な助言をすること。</p> <p>(3) 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。</p> <p>(4) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県又は市町等が行う施策に必要な協力をすること。</p> <p>(5) その他、犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために知事が必要と認める活動を行うこと。</p>	推薦 公募	<p>(1) 年齢満20歳以上の者</p> <p>(2) 石川県内に居住、勤務又は在学している者</p> <p>(3) 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者</p> <p>(4) いしかわ動物愛護管理推進計画に掲げる施策に意欲的に協力できる者</p> <p>(5) 法その他動物愛護関連法令に反する行為等により、県又は市町から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者</p>	25名
山梨県	未設置		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村の開催する動物愛護行事等への協力</li> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・譲渡事業への協力</li> <li>・動物の適正飼養相談窓口 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公募</li> <li>・推薦(市町村、獣医師会等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県内に居住</li> <li>・20歳以上</li> <li>・動物愛護に熱意と識見を有する</li> <li>・県の実施する動物愛護推進員養成講習会を受講した者</li> </ul>	33名 (1名)
長野県	設置済 (H20.5.20)	長野県動物愛護管理推進連絡協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の愛護と適正飼養の普及啓発</li> <li>・引取り動物等の譲渡の推進</li> <li>・犬ねこの不妊去勢措置に関する助言</li> <li>・動物の愛護と適正飼養のために県が行う施策への必要な協力</li> </ul>	保健所長の推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護と適正な飼養管理に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む者</li> </ul>	183名 (13名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
岐阜県	設置済 (H16.3.22)	岐阜県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・引取動物等の譲渡推進</li> <li>・犬ねこの不妊去勢推進</li> </ul>	協議会構成団 体からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岐阜県内(岐阜市を除く。)に居住する県民又は動物愛護に関する活動拠 点がある者</li> <li>・動物の愛護及び適正な飼養の推進 に熱意と良識を持ち、岐阜県動物愛 護推進協議会の構成団内から推薦</li> </ul>	115名 (101名)
静岡県	設置準備中 (H22.11.22設 置済)	静岡県動物愛護管理推進委員会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主のいないねこ対策の実施</li> <li>・飼いねこの屋内飼育の推進</li> <li>・動物愛護教室、飼い方教室等に参加又は開催 し、終生飼養、繁殖制限等動物の適正飼養の普 及啓発</li> <li>・犬、ねこの譲渡への取り組み・高齢者が飼えなく なった動物への対応</li> </ul>	市町長又は (社)静岡県動 物保護協会長 からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県動物愛護管理推進計画に 沿って、地域における犬、ねこ等の動 物愛護管理に関する問題に対して、 熱意と見識をもって取り組むグルー プの代表又は個人</li> <li>・原則として、(社)静岡県動物保護協 会の動物保護管理指導員として活動 し地域での模範となるもの</li> </ul>	26名 (0名)
三重県	設置済 (H20.12.18)	三重県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性 について県民の理解を深める活動を行うこと。</li> <li>・県民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動 物がみだりに繁殖することを防止するための生殖 を不能にする手術その他の措置に関する必要な 助言を行うこと。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求め に応じて、これらの動物の適正な飼養を受ける機 会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な 支援を行うこと。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進の ために県が行う施策に必要な協力をすること。</li> <li>・その他動物の愛護と適正な飼養の推進に知事が必要 と認めるもの。</li> </ul>	推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の条件を満たし、三重県動物 愛護管理推進協議会の委員から推 薦を受けた者</li> <li>・県内に居住する20才以上且つ動物 の愛護及び管理に関する活動実績 があり、県が実施する推進員養成講 習会を受講した者で、次の各号のい ずれかの項目に該当しなければならない。</li> <li>一 動物を適正に飼養し、動物の飼 養等に関し地域での模範となる者。</li> <li>二 地域の実情に精通し、動物の適 正飼養の普及に熱意と識見がある 者。</li> <li>三 獣医師、その他動物に関する知 識を有する者。</li> </ul>	31名 (15名) (※四日市市 舎)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
滋賀県	設置済 (H21.11.30)	滋賀県動物保護管理センター事業推 進協議会	委嘱済	・県が、「滋賀県動物愛護管理推進計画」に基づき 実施する各施策への協力 ・地域での身近な相談員として住民の求めに応じ て飼い方等の助言	推薦	・社会的信望があり、動物の愛護の 推進に熱意と識見を有する者で、地 域の中での自主的な活動の他、滋賀 県が実施する動物愛護管理施策に 協力できる者であること。 ・滋賀県内(大津市を除く。)での活動 に参加できること。 満18歳以上であること。	24名 (1名)
京都府	設置済 (H13.12.19)	京都府動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の適正飼養と愛護の重要性の普及 ・不妊去勢措置の重要性を助言 ・譲渡事業等の支援 ・府、市町村等の施策に協力	協議会構成団 体からの推薦	・20歳以上 ・府内在住 ・動物の適正飼養と愛護の推進識見 を有する者として協議会長が推薦	88名 (88名)
大阪府	設置済 (H14.9.6)	大阪府動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物のしつけ・訓練等 ・適正な飼養に関する普及啓発 ・犬、ねこの避妊去勢手術やその他の措置につい ての助言 ・動物の譲渡のあっせん及び必要な支援 ・動物の適正な飼養と愛護の推進のために府が行 う事業への協力	協議会構成団 体の長及び市 町村長からの推 薦	①協議会構成団体に属する者又は 府内市町村(政令市及び中核市除 く。)在住の者であること ②大阪府内で推進員の活動ができ かつ、動物愛護の推進に熱意と見識 を有するものであること ③上記①②の要件を満たす者で、構 成団体の長又は市町村長が推進員 として適当と認めた者	88名 (72名) ※ H22.10.1現在 107名(うち 獣医師72名)
兵庫県	設置済 (H14.4.1)	兵庫県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	動物の適正飼養の普及啓発・犬ねこの不妊去勢 推進・動物の所有者確認のための標識等検討普 及・県主催の動物愛護啓発事業への協力・自治体 等における動物愛護思想普及啓発等	一般公募	原則として20歳以上70歳未満・県内 (神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮 市内を除く)在住・県の実施する養成 講座を受講した者の中から知事が適 当と認める者	37名 (3名)
奈良県	検討中		検討中				

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
和歌山県	設置済 (H20.7.28)	和歌山県動物愛護推進協議会	委嘱済	・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発 ・県及び市町村が開催する動物愛護週間関係行事への協力	推薦	犬、ねこ等の動物の愛護及び適正飼養についての普及啓発活動に熱意のある県民で、地域において活動ができるとして、市町村、保健所、、獣医師会、愛護団体等が推薦した者	51名 (30名)
鳥取県	設置済 (H20.12.2)	鳥取県動物愛護推進協議会	未設置				
岡山県	設置済 (H19.11.28)	岡山県動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼養の推進のため、県が行う施策に協力する。 ・犬、ねこ等所有者の求めに応じ、譲渡のあっせん等必要な支援をする。 ・県民の求めに応じ、犬・ねこ等の生殖を不能にする手術等の措置に関する助言をする。 ・動物の愛護と適正な飼養の重要性について、県民の理解を深める。	市町村、関係団体からの推薦	・岡山県内に居住し、18歳以上であること。 ・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること。 ・動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により県又は市町村から文章による指導、勧告又は命令を受けことがないこと。 ・推進員としてふさわしくないと認められる場合などにより、過去に推進員を解任されたことがないこと。	54名 (10名)
広島県	設置済 (H19.6.1)	広島県動物愛護管理推進協議会	委嘱予定 (H22.6.1予定)	・犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発 ・住民の求めに応じた、犬・ねこ等みだりな繁殖の防止措置等に関する助言 ・犬・ねこ等の譲渡の斡旋その他の必要な支援 ・行政が行う動物愛護管理施策への協力 ・飼い主に対する犬・ねこ等の飼養に関する助言等	協議会構成団体からの推薦	・広島県内(広島市、呉市及び福山市を除く)に居住する満20歳以上の方 ・動物の愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方 ・協議会の構成団体から推薦された方	22名 (14名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
山口県	未設置		平成22年度中 に委嘱予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の愛護と適正な飼養の重要性についての普及啓発</li> <li>動物の不妊去勢手術やその他の措置に関する必要な助言</li> <li>譲渡のあっせんその他の支援</li> <li>県が行う施策への協力</li> </ul>	(社)動物保護 管理協会構成 団体からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県内(下関市を除く)に居住する20歳以上の県民</li> <li>地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有するもの</li> <li>動物愛護管理行政の推進に協力できる者</li> <li>推進員の委嘱を取り消されたことがない者</li> </ul>	
徳島県	設置済 (H19.10.29)	徳島県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ol style="list-style-type: none"> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること</li> <li>住民に対し、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、継続して飼養することが困難となった動物にできるだけ生存の機会を付与するため、譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。</li> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村、協議会等が行う事業に協力すること。</li> </ol>	市町村及び動 物愛護推進協 議会構成団体 からの推薦	<ol style="list-style-type: none"> <li>推進員は、県内に居住する20歳以上の者とする。</li> <li>推進員は、要綱第4条に規定する推進員の活動を行うことができる者とする。</li> <li>事前に県が行う「動物愛護推進員養成講習会」を受講できる者とする。</li> <li>動物の飼育経験がある、若しくは、推進員の活動に有効な活動経験がある、又は専門的な知識を有する者とする。</li> <li>推進員は、別途定める「徳島県動物愛護推進員養成講座」を受講できる者とする</li> </ol>	39名 (0名)
香川県	設置済 (協議会: H14.10.21設置 H19.6.15廃止) (懇談会: H20.6.15設置)	香川県動物愛護推進懇談会	委嘱済	動物の適正飼養啓発、学校や老人施設等での動物とのふれあい、引取動物の譲渡推進、犬猫の不妊去勢推進、人畜共通感染症に関する正しい知識の普及啓発、動物の所有者確認のための標識等の検討普及、県が行う施策に必要な協力	一般公募、保健 所長からの推薦	県内在住(高松市を除く)、動物を適正に飼養し地域での動物の飼養について模範になる者、地域の実情に精通し、動物愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と誠意があり、動物の愛護に関する活動実績のある者、獣医師その他動物に関する知識を有する動物取扱業者等、学校飼育動物を通じて動物の愛護と適正な飼養に努めている教師、その他協議会が適当と認めた者	34名 (5名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
愛媛県	未設置		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発</li> <li>・県が開催する動物愛護関係行事への協力</li> </ul>	推薦・公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び市町職員は対象としない(小学校等の教員は可)</li> <li>・動物愛護及び適正飼養の推進のために国、県及び市町(松山市は除く)の施策に積極的に協力する者</li> <li>・獣医師</li> <li>・動物取扱業者、動物取扱責任者など、動物に対する知識等を有する者</li> <li>・学校飼育動物を通じて動物の愛護及び適正飼育の指導に努めている小学校等の教員</li> <li>・地域における犬ねこ等の動物の愛護及び適正飼養の推進に熱意と識見を有する者</li> <li>・愛護センター所長が適当と認めたもの</li> </ul>	106名 (37名)
高知県	設置済 (H17.6.9)	高知県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行う動物愛護及び動物適正飼養の普及啓発活動</li> <li>・学校等教育現場における動物愛護教室活動の実施</li> <li>・県が実施する子犬譲渡会への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会構成団体からの推薦</li> <li>・高知県動物保護推進員の委嘱を受けていた者</li> <li>・公募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する動物愛護推進員養成講習を受講した者の中から、知事が適当と認める者を委嘱する</li> <li>・動物愛護推進員活動を日常行うことができる者</li> </ul>	46名 (2名)
福岡県	設置済 (H14.2.26)	福岡県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。</li> <li>・住民に対し、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び推進協議会構成団体等が行う事業に協力をすること。</li> </ul>	協議会構成団体からの推薦	福岡県内(福岡市、北九州市及び久留米市内を除く。)に居住又は主な生活活動の拠点を有し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者	81名 (17名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
長崎県	設置予定 (H22.7.5)	長崎県動物愛護推進協議会	委嘱無				
熊本県	設置済 (H21.3.18)	熊本県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護月間行事の補助</li> <li>・保健所引取等、譲渡の斡旋</li> <li>・避妊去勢の推進</li> <li>・適正飼養講習会の補助</li> </ul>	地域動物愛護 推進協議会から の推薦	熊本県に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、熊本県動物愛護推進協議会の各地域推進協議会からの推薦を受けた者	18名 (9名)
大分県	設置済 (H20.9.11)	大分県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大分市以外での休日譲渡会活動</li> <li>・公共の場所における糞放置防止活動</li> <li>・アニマル・アクティビティー活動</li> <li>・なかよし教室等のサポート活動</li> <li>・大分県動物管理所における譲渡会サポート活動</li> <li>・避妊去勢手術や動物の遺棄防止などの啓発活動</li> <li>・推進員独自の再飼養支援活動 など</li> </ul>	団体の推薦、ボランティアリーダー養成講習会受講者から選抜など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内に居住し、18歳以上の者</li> <li>・犬及びねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と見識を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者</li> <li>・動愛法その他動物関係法令に反する行為等により、県又は市町村から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者</li> <li>・推進員を解任されたことのない者</li> </ul>	83名 (4名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
宮崎県	設置済 (H16.2.6)	宮崎県動物愛護推進 協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養について住民の理解を深めること。</li> <li>・住民に対し、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の必要な措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために県、市町村及び第5条に規定する協議会の構成団体等が行う事業に協力すること。</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射の推進に協力すること。</li> <li>・動物由来感染症について、住民に対し正しい理解を深めること。</li> </ul>	支部長 推薦	地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進を図るため、宮崎県内(宮崎市内を除く。)に居住し、動物の愛護の推進に熱意と豊富な識見を有するもの。	30名 (8名)
鹿児島県	設置済 (H19.8.7)	鹿児島県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。</li> <li>(2)住民に対して、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術とその他の措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>(3)犬、ねこ等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせん、その他の必要な支援をすること。</li> <li>(4)犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために、県が行う施策に必要な協力をすること。</li> </ul>	協議会の推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)鹿児島県内に在住する18歳以上の者。</li> <li>(2)地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有するもの。</li> <li>(3)推進員を解嘱されたことのないもの。</li> </ul>	14名 (2名)
沖縄県	未設置	検討中	未設置	検討中	検討中	検討中	未設置

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
大阪市	設置済 (H15.3.25)	大阪市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・学校等からの要請があった場合に助言・指導の実施(当面は、小学校、保育所等の教諭と共に勉強会等を実施する予定。)</li> <li>・人と動物の共通感染症に関する正しい知識の普及啓発</li> <li>・動物介在活動の意義についての周知</li> </ul>	協議会を構成する団体の長の推薦	大阪市内に在住又は勤務し、かつ動物愛護の推進に熱意と見識を有する者の中から、推進員として適当と認められた者	30名 (23名)
京都市	設置済 (H17.10.17)	京都市動物愛護推進協議会	委嘱済	<p>動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を図るため、家庭動物相談所及び各区保健センターと連携し、次に掲げる活動を行う。</p> <p>(1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。</p> <p>(2) 市民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言を行うこと。</p> <p>(3) 犬、猫等の動物の所有者に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。</p> <p>(4) 動物由来感染症の正しい知識の普及啓発に関すること。</p> <p>(5) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をする。</p> <p>(6) 地域の動物の愛護と適正な飼養に関する情報を収集すること。ただし、情報の収集は、個人等の権利利益を侵害するものであってはならない。</p> <p>(7) その他、動物の愛護と適正な飼養の推進に市長が必要と認めるもの。</p>	協議会構成団体からの推薦	市内に住所を有し、地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有するものうち、次のいずれかに該当するものから推進員を委嘱する。 (1) 獣医師 (2) 地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者 (3) 動物を適正に飼養し、地域での模範となる者	35名 (19名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
横浜市	設置済 (H17.3.22)	人と動物との共生推進よこはま協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。</li> <li>・市民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その状況に応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんや情報提供等の必要な支援をすること。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の適正な飼養の推進のために横浜市等が行う施策に必要な協力をすること。</li> <li>・その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。</li> </ul>	協議会構成動物関係団体からの推薦	<p>市内に住所を有し、地域における犬、ねこ等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満20歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、国又は地方公共団体が行う事業等に協力できる者</li> <li>・人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体等から推薦を受けた者。</li> </ul>	58名 (0名)
神戸市	兵庫県と合同 設置 (H14)	兵庫県動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物管理センターでの飼い方、しつけ相談や講習会、飼い犬適正飼養のための公園/パトロール</li> <li>・犬のしつけ方教室講師・学校飼育動物活動・引取り犬等の譲渡推進(譲渡希望者宅への訪問調査)</li> <li>・猫適正飼育啓発リーフの配布</li> <li>・猫の不妊手術助成(獣医師会)</li> </ul>	協議会構成団体からの推薦	<p>満20歳以上・動物の適正な飼養及び保管に関する豊富な知識と指導経験を有し、地域での活動実績がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に精通し、日常、動物愛護思想の高揚、動物の適正な飼養及び保管に関する知識の普及等が出来る者</li> <li>・上記のうち市長が適当と認める者</li> </ul>	117名 (89名)
北九州市	設置済 (H16.4.1)	北九州市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発</li> <li>・市が行う動物愛護週間関係行事をはじめとする動物愛護啓発事業への協力</li> <li>・市が行う犬、ねこ等の譲渡事業への協力支援</li> </ul>	推進協議会からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲があること</li> <li>・市と動物愛護推進協議会構成団体から候補とされ協議会から推薦されたもの</li> </ul>	55名 (16名)
札幌市		北海道動物愛護推進協議会に参加					
福岡市	設置済 (H13.2)	福岡市動物の愛護と管理推進協議会	未実施				

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
千葉市		千葉県動物愛護管理推進協議会に参加					
さいたま市	設置済 (H19.5.30)	さいたま市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の愛護や動物の適正飼養に関する知識の普及啓発</li> <li>動物愛護ふれあいセンター事業への協力(飼い方普及啓発事業、動物愛護週間事業、人と動物のふれあい活動、犬等の譲渡事業等)</li> <li>地域の動物の愛護と適正な飼養に関する情報を収集</li> </ul>	協議会・動物愛護ふれあいセンターからの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に在住又は在勤</li> <li>地域における犬、ねこ等の動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有する者</li> <li>動物を適正に飼養し、地域での模範となる者</li> <li>地域の実情に精通し、動物愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する知識等の普及啓発ができる者</li> </ul>	6名 (0名)
新潟市	設置済 (H16.2.6)	新潟市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ol style="list-style-type: none"> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること</li> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養に関する地域の情報を市に提供すること</li> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に協力すること</li> <li>前号までの活動に役立つ知識や技術の修得に努めること</li> </ol>	公募	<ol style="list-style-type: none"> <li>新潟市に居住し、満20歳以上の者</li> <li>犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者</li> <li>動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、県又は市から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者</li> </ol>	26名 (3名)
相模原市	なし		未実施		検討中		
宇都宮市	設置済 (H15.5.22)	宇都宮市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深める</li> <li>動物がみだりに繁殖することを防止するため不妊・去勢手術その他の措置について必要な助言。</li> <li>動物に適正な飼養を受ける機会を与えるための譲渡のあっせんその他必要な支援。</li> <li>動物の愛護及び適正な飼養の推進のために市が行う施策への協力。</li> </ul>	推薦 (獣医師会・愛玩動物管理士会・自治会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>獣医師又は動物の適正飼養等に関して豊富な知識と指導経験を有する者。</li> <li>地域の実情に精通し、地域において動物の愛護精神の高揚、動物の適正な飼養に関する普及活動ができる者。</li> </ul>	65名 (20名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
岐阜市	県で設置済 (H16.3.22)	岐阜県動物愛護推進協議会	委嘱済	・動物の適正飼養普及啓発 ・引取り動物の譲渡推進 ・犬猫の繁殖制限の啓発推進	協議会構成団 体からの推薦	・岐阜市内在住 ・岐阜市又は岐阜県が主催する講習 会の受講	31名 (30名)
姫路市	設置済 (H14.4.1)	兵庫県動物愛護管理推進協議会	委嘱済	・動物の愛護及び適正な飼養についての普及啓 発 ・犬の譲渡会・しつけ方教室・動物愛護フェスティ バル等への参加・協力	・公募 ・団体の推薦	・20歳以上70歳未満 ・姫路市内在住 ・動物愛護推進のため熱意と知識を 有するもので、市長が適当と認めるも の	7名 (1名)
熊本市	設置済 (H13年度)	熊本市動物愛護推進協議会	委嘱済	動物の適正飼養の普及啓発・引取動物の譲渡推 進・犬猫の不妊去勢推進・人畜共通感染症に関す る正しい知識の普及啓発・動物の所有者確認のた めの標識など検討普及・その他	協議会構成団 体からの推薦及 び公募	・地域における犬、ねこ等の動物の 愛護の推進に熱意と識見を有する者 ・熊本市内で活動できる20歳以上の 者 ・行政と協力して活動できる者	25名 (8名)
鹿児島市	未設置	鹿児島県動物愛護推進協議会へ参加	委嘱済	・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性 について住民の理解を深める活動 ・住民の求めに応じた、犬、ねこ等の動物がみだり に繁殖することを防止するための生殖を不能にす る手術その他の措置に関する必要な助言 ・犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じた譲 渡のあっせんその他の必要な支援 ・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進の ために市が行う施策に必要な協力	鹿児島県動物 愛護推進協議 会からの推薦	・鹿児島市内に居住する18歳以上の 者であること ・地域における犬、ねこ等の動物の 愛護の推進に熱意と識見を有するこ と ・推進員を解嘱されたことのない者で あること	8名 (3名)

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
長野市	未定		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護及び適正飼養の重要性について住民の理解を深める活動</li> <li>・住民の求めに応じ、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するために生殖器を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等の求めに応じた譲渡のあっせんその他の必要な支援</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護及び適正飼養の推進のための市が行う施策に協力</li> </ul>	関係動物愛護 団体からの推薦	動物の愛護及び適正飼養管理に関する知識を有し、かつ指導力及び行動力に富む者で、市長が適当と認める者	6名
高松市	設置済 (協議会: H14.10.21設置, H19.6.15廃止 懇談会 H20.6.15設置)	香川県動物愛護推進懇談会(県の懇談会に参加)	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について、市民の理解を深める活動をする。</li> <li>・市民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をする。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をする。</li> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市等が行う施策に必要な協力をする。</li> <li>・その他動物の愛護と適正な飼養の推進に市長が必要と認めること。</li> </ul>	公募・推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松市内に住所を有する20歳以上の者。</li> <li>・動物を適正に飼養し、地域での動物の飼養等について模範となる者。</li> <li>・地域の実情に精通し、動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見があり、動物の愛護に関する活動実績のある者。</li> <li>・獣医師その他動物に関する知識を有する者および動物取扱業者等で、現に飼育動物を扱っている者。</li> <li>・学校飼育動物を通して、動物の愛護と適正な飼養に努めている教員。</li> <li>・その他懇談会が適当と認めた者。</li> </ul>	10名 (4名)
旭川市		北海道動物愛護推進協議会に参加					
松山市	未設置		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の適正飼養の普及啓発</li> <li>・犬・猫の不妊・去勢手術の推進</li> </ul>	推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医師</li> <li>・動物愛護及び適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者</li> </ul>	10名 (10名)
横須賀市		神奈川県動物愛護推進協議会に参加					
高槻市		大阪府動物愛護推進協議会に参加					

自治体	協議会 設置状況	協議会名称	動物愛護推進 員委嘱状況	動物愛護推進員活動内容	動物愛護推進 員募集方法	動物愛護推進員委嘱要件	動物愛護 推進員数 (獣医師数)
東大阪市		大阪府動物愛護推進協議会に参加					
下関市	設置済 (H19.9.28)	下関市動物愛護推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性についての普及啓発</li> <li>・住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための助言</li> <li>・犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、譲渡のあっせんその他の必要な支援</li> <li>・動物の愛護と適正な飼養の推進のため国又は本市が行う施策に協力</li> </ul>	協議会からの推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下関市内で活動できる者</li> <li>・地域での犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者</li> <li>・動物愛護管理行政の推進に協力できる者</li> </ul>	16名 (6名)
西宮市	兵庫県が設置している		委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明・保護動物の情報収集</li> <li>・譲渡希望者の紹介・あっせん・飼い方相談(終生飼育の普及)</li> <li>・所有者のいないねこ対策</li> <li>・動物の適正飼育に関する普及啓発事業</li> <li>・その他市が主催する事業への協力</li> </ul>	紹介	推進員は、西宮市内に居住し、動物愛護の推進に熱意と見識を有する20歳以上の者で、西宮市長が適当と認める者を委嘱する。	9名 (0名)
久留米市	設置済 (H20.6.25)	久留米市どうぶつ「YOU・友」事業推進協議会	委嘱済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬、ねこ等の動物の愛護と適正飼養に関する普及啓発</li> <li>・犬、ねこ等の不妊去勢手術等に関する助言</li> <li>・犬、ねこ等の譲渡のあっせん、支援</li> <li>・協議会の構成団体等が行う動物愛護事業への協力</li> </ul>	推薦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住又は主な生活活動の拠点を有した者</li> <li>・動物愛護の推進に熱意と豊富な識見を有する者で、協議会の構成団体から推薦を受けた者</li> </ul>	5名 (2名)
前橋市		群馬県動物愛護推進協議会に参加	未委嘱				